

令和5年度

警察庁行政事業レビュー公開プロセス

- 1 日時
令和5年6月26日（月）午後2時00分から午後4時30分までの間
- 2 場所
中央合同庁舎第2号館 地下1階 第7会議室
（東京都千代田区霞が関2丁目1番2号）
- 3 議題
 - (1) 薬物事犯捜査の推進
 - (2) サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成
- 4 議事
次のとおり

議 事

会計課長 ただいまから、「令和5年度警察庁行政事業レビュー公開プロセス」を開催いたします。

私は、本日司会を務めます、会計課長の重永と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

では、初めに、官房長の楠からご挨拶をさせていただきます。よろしく申し上げます。

官房長 官房長の楠でございます。警察庁行政事業レビュー公開プロセスの実施にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、有識者の皆様には大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、警察庁では、現在、警察庁職員から成る「警察庁行政事業レビュー推進チーム」、外部有識者の方々から成る「警察庁会計業務検討会議」を通じて行政事業レビューに取り組み、事業の効果的・効率的な実施に努めているところでございます。

本日は、警察庁が昨年度に実施した事業のうち、客観的かつ公開の方法により検証することが望ましいと考えられる2つの事業につきまして、有識者の先生方にご議論をいただきたいと考えております。

忌憚のないご意見・ご提言を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会計課長 それでは、続きまして、本日ご審議いただく有識者の方々をご紹介させていただきます。まず、警察庁選定の外部有識者の先生方、それから、行政改革推進本部選定の外部有識者の先生方の順で、五十音順でご紹介させていただきます。

桜田通り総合法律事務所の石川剛先生。

石川委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 東京大学大学院総合文化研究科教授の清水剛先生。

清水委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 ASIMOV ROBOTICS株式会社代表取締役、公認会計士の藤森恵子先生。

藤森委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 ウィザーズ弁護士法人パートナー、弁護士の上山直樹先生。

上山委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 慶應義塾大学大学院経営管理研究科エーザイチェアシップ基金教授の太田康広先生。

太田委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 Social Policy Lab株式会社代表取締役社長の川澤良子先生。

川澤委員 よろしくお願いいたします。

会計課長 以上6名の方々でございます。なお、本日、有識者の取りまとめ役は藤森先生
にお願いしております。よろしくお願い申し上げます。

藤森委員 よろしくお願いいいたします。

会計課長 それでは、続きまして、審議に入る前に、審議の流れについてご説明申し上げます。まず初めに、事業担当課から、事業の概要等につきまして10分程度の説明がございます。

次に、私から、事業の論点についてご説明させていただきますので、皆様には、それを踏まえていただきつつ、事業についてご審議いただきたいと思います。

有識者の皆様方には、審議状況等を踏まえつつ、事前に送付しております「コメントシート」を作成いただきまして、審議の終わりに、藤森先生から取りまとめコメントの案を発表していただきます。

その案に対しまして、改めて有識者の先生方の皆様からご意見をいただいた上で、最後に、藤森先生から最終的な取りまとめコメントを発表していただきます。

以上が審議の流れでございます。

円滑な進行にご協力いただきますよう改めましてよろしくお願い申し上げます。

それでは、一つ目の事業でございます「薬物事犯捜査の推進」について、審議を始めさせていただきます。

まず、事業担当課である組織犯罪対策第二課から、事業の概要等についてご説明いたします。

組織犯罪対策第二課長 はい。警察庁組織犯罪対策第二課長の森下でございます。私から「薬物事犯捜査の推進」についてご説明申し上げます。

まず、資料2ページになりますけれども、薬物事犯検挙状況の推移についてご説明申し上げます。

上のグラフにつきましては、薬物事犯全体の検挙状況の推移でございます。検挙人員が、年間1万2千人を超える高い水準で推移をしております。

覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向であるのに対しまして、大麻事犯の検挙人員は増加の傾向でございます。

左下のグラフになりますけれども、20歳代以下の大麻事犯検挙人員の推移でございます。

他の年代が横ばいになっているのですけれども、この中で20歳代以下の若年層の増加が顕著でありまして、大麻事犯全体の検挙人員の増加の要因となっております。

右下に移りますが、コカイン事犯の検挙人員の推移でございます。

覚醒剤、大麻に比べて検挙人員は少なく、また、コロナ禍の影響で一時的に低下しましたが、長期的に見ますと増加傾向でございます。特に令和4年につきましては、過去最多を記録しております。

次のページになります。薬物事犯ごとの特徴ということで簡単にご説明申し上げます。

まず一番左、覚醒剤事犯について、検挙人員が先ほど申しましたように減少傾向にありますますが、年間6千人を超える高い水準で推移をしております、薬物事犯の総検挙人員の半数以上を占めております。

また、特徴としては、再犯率が非常に高いということが挙げられます。さらには、検挙人員に占める暴力団構成員等の割合が高いということがございます。薬理作用については、資料に記載のとおりでございます。

続きまして、真ん中の段、大麻についてでございますが、令和3年度の検挙人員が過去最多を記録しております、令和4年度も横ばいとなっております。依然として非常に高い水準であります。

特徴としては、初犯率が高いということがありまして、令和4年度は75.9%と非常に高い数値となっております。

また、検挙人員の7割以上を20歳代以下が占めているということでありまして、若年層の乱用拡大が懸念されるところです。薬理作用については、これも資料の記載のとおりでございます。

最後に、右になりますが、コカインに関しましては、検挙人員が長期的には増加傾向にございます。令和4年度は過去最高を記録しております。

他の薬物事犯に比べ、検挙人員に占める外国人被疑者の割合が高いという特徴がございます。国際機関の資料によりますと、世界的にはコカインの製造・供給が増加をしているということが言われております。薬理作用は資料のとおりとなります。

続きまして、次のページに行っていただきまして、警察庁における薬物試薬、分光分析計の整備事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、上の段の薬物試薬、分光分析計の整備事業については記載のとおりとなります。

その下になりますが、予算執行状況でありますけれども、令和4年度は1億6,721万9,000円の予算のうち、執行が1億4,717万円となっております。

そのうち、約63%が試薬等の消耗品にかかる経費であります。32%が分光分析計にかかる経費。それ以外の資機材の保守にかかる経費が約5%となっております。

次の資料に行っていただきまして、覚醒剤の試薬についてでございます。ここから3ページほど覚醒剤、大麻、コカイン、それぞれ固形の薬物についての試薬についてご説明申し上げます。

まず、覚醒剤ですけれども、検体をこの上の方にあります、①、②、③、それぞれMチェッカー、Xチェッカー、iチェッカーという3つのチェッカーのチューブ内に入れます。

それぞれチューブ内のガラスサンプルを折るということとなります。その変色結果によって、覚醒剤かどうかを判断いたします。

まず、①につきましましては、Mチェッカーですけれども、覚醒剤であれば、瞬時に赤煉瓦色に変色をいたします。②のXチェッカーにつきましましては、覚醒剤の場合、瞬時に青

藍色に変化をいたします。③のiチェッカーについては、覚醒剤であれば、呈色しないということになります。これら3つを満たした場合に、覚醒剤が陽性と判断されるということになります。

続きまして、次のページに行ってくださいまして、大麻の試薬になります。これにつきましても、瓶の記載がありますけれども、まず、検体を①の赤いキャップの試薬内に入れて、2分間混ぜて静かに置いておくということになります。

その後、①の上澄み液を②の青キャップの試薬内に入れます。これも1分間混ぜるということになります。

続きまして、③の茶色のアンプルになりますけれども、これを②の青キャップの試薬内に入れて、よく混ぜて静置します。

その結果、二層になるのですが、大麻の場合、二層になった液の下の方、下層が青紫色を呈すると、陽性と判断されるということになります。

続きまして、次のページ、コカインの試薬についてご説明します。

まず、これにつきましては、①のボトルキャップについたスティックの先端に検体を付着させます。ボトルに入れるということを3回繰り返します。キャップを閉めた上で、上下に10秒ほど混ぜます。

その後、②のテストカードと呼ばれるものがあるのですが、その枠の部分に3滴滴下をして5分待つということになります。

そうしますと、コカイン陽性の場合、コントロールというライン、これは左側になりますけれども、その部分にラインが出ます。また、右側のリザルトという部分にはラインが発現しないという場合、左側にラインが出て、右側にラインが出ないという場合が陽性になります。

逆に、コントロールの部分とリザルト、要するに左右両方にラインが発現する場合がございますが、これは陰性の場合にそういった反応が出るということでございます。

続きまして、尿中薬物の試薬についてご説明申し上げます。

こちらの方は、先ほどの固形物の場合と異なりまして、体の中に入っているかどうかというものを判定するものでございます。

まず、これについては、対象者から採取をした尿を薬物検査キットの尿の滴下口と記載がありますけれども、そこに滴下をし、4分から7分の間に判定をいたします。

薬物検査キットの右上になりますけれども、Cラインにラインが発現した場合、かつTライン、これテストラインといいますけれども、右側のラインが発現しない場合、先ほどのコカインと同じように陽性となります。逆に、線が2本出た場合は、陰性と判断されるというものであります。

スライドの試薬につきましては、1本だけリトマス試験紙のような試薬が入っていますが、ここに様々な検査紙を加えることによって、複数の薬物を検査することができるというものであります。

続きまして、次のページになります。9ページですけれども、分光分析計でございます。

分光分析計の活用方法につきましては、検体を、非接触、非破壊で、瞬時に規制薬物か否かを識別できるというものでございます。対象にレーザー光を当てて、散乱する光の波形を受けて分析をするというものであります。コカインなどの規制薬物を含む400種類以上の薬物について、測定が可能というものとなっております。

次に10ページに参ります。薬物試薬と分光分析計の現状の調達方法について、ご説明申し上げます。

薬物試薬等の調達方法につきましては、まず、上段でありますけれども、国費配分による地方調達を行っております。

四半期に2回、都道府県警察からの申請を受けまして、警察庁において査定をし、国費を配分しております。都道府県警察は、少額のためですけれども、一般競争入札又は随意契約等により調達をしております。

続きまして、分光分析計の調達方法ですけれども、これは警察庁による中央調達を実施しております。

これは公募によって入札の業者を募っているところでありますが、立証に必要な精度を満たす資機材を整備、製造、保守できる、取扱業者が1社しかないということでありまして、ここからしか応募はございません。同社と随意契約を結んでおります。

続きまして、11ページ目になります。試薬ごとの予算執行状況についてご説明します。

覚醒剤試薬につきましては、令和4年度の執行額が2,100万円、購入数が2万4,240個となっております。

覚醒剤の試薬につきましては、使用期間が製造から6か月と短いものでありますから、第一線の捜査員の手元で使用できる期間は、だいたい5か月程度というのが現状でございます。

参考として、関係機関でも同種の試薬を使用しておりまして、都道府県警察での購入単価は全て同じとなっております。

続きまして、2段目、大麻の試薬についてでございますが、令和4年度の執行額は800万円、購入数が5,820個となっております。

この大麻を含め、それ以下は、いずれも使用期間が2年となっております。

参考として、関係機関におきましても、大麻についても同種の試薬を使用している状況です。

都道府県警察における購入単価は、購入個数で送料を割ったりすると単価が微妙に変わる場合もありますけれども、基本的に大きな差異はございません。

続きまして、3段目の、コカインの試薬についてであります。令和4年度、執行額は400万円、購入数が820個となっております。

これも、2年が使用期間となっております。

参考としまして、関係機関でも同種の試薬を使用しております、千葉県警察におきましては、昨年の予算執行の中では従来と同じものを購入しております。

記載がありますけれども、警視庁で令和3年6月から執行を開始した試薬につきましては、より安価であり問題も生じていないということから、そちらにシフトしていくことを考えております。

最後に、尿中検査でございますが、これにつきましては、令和4年度の執行額は4,800万円、購入数が4万2,035個となっております。

これにつきましても、関係機関でも同種の試薬を使用しております、都道府県警察によって購入単価に大きな差異はございません。

最後のページになります。今後の薬物試薬の調達方法ということでございます。

まず、覚醒剤の試薬につきましては、先ほど申しましたが、有効期間が6か月と短いということもあります。また、第一線での有効期間をできるだけ長く確保する必要があるというニーズもございます。

他方で、年間2万個程度発注しておるのですが、業者の製造能力は月に2千個ぐらしか製造できないと、これもかなり無理をしての数になります。

また、現状で、先ほど申し上げましたが、各県において納入額は同一となっておりますことから、これにつきましては、引き続き国費配分による地方調達を継続する必要性が高いと考えているところでございます。

一方で、大麻試薬とコカイン試薬につきましては、有効期間が2年と長いということもあり、中央調達としても有効期間的には問題がありません。

また、業者の製造能力の点でも支障がないと考えているため、国費配分による地方調達を、警察庁による中央調達に切り替える方向で検討させていただきたいと思っております。

最後に、尿中検査の試薬でございますが、都道府県ごとの情勢を踏まえながら、スケールメリットを生かしたコスト削減について総合的に判断していきたいということで、現在検討を進めております。

中央調達を含めて、慎重に検討させていただきたいと考えているところでございます。以上でございます。

すみません。コカイン試薬の執行額についてですが、400万円と申し上げましたが、40万円に訂正させていただきます。

会計課長 以上、組対二課長からの説明でございました。

本事業の論点につきまして、事務局といたしましては、資機材の整備、調達のあり方について見直しの余地はないか、コストダウンの可能性はないか、といったものが論点として挙げられると考えております。

それでは、本事業について有識者の先生方のご審議をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

太田先生、よろしくお願ひいたします。

太田委員 事前勉強会で、中央調達の可能性という話が出たところ、既に見直し案という形で反映していただいております。その中で、覚醒剤の試薬は、有効期限が6か月であるから地方調達でないと難しいというご説明がありましたけれども、それは実際にそうなのでしょうか。日本国内の移動は、それほど時間はかからないように思うのですが、いかがですか。

組織犯罪対策第二課長 そうです。できるだけ現場で使える期間を長くしたいというニーズがあることは間違いございません。

警察庁が仲介することによって、また各県は、警察庁に報告をし、また警察庁で査定をし、それをまた警察庁で発注しということになりますので、そこで若干でも都道府県警察に行き届くのが遅くなるということは避けたいと考えているところでございます。

太田委員 中央調達にすると、どのくらい期間が延びるものなのでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 そこは、ちょっとやってみないと分からないところもござります。

正直申しまして、どのくらい延びるかというのは、はっきりと申し上げることは難しいですけれども、できる限り県警で、手持ちの時間を増やしたいということで考えてございます。

太田委員 中央調達にするメリットというのは、ある都道府県で試薬が切れてしまって、実務上困ってしまうという状況が避けられるということと、逆に、多過ぎて6か月で廃棄するというものが減らせると。要するに、見積り誤りが各都道府県で発生するのでしょうか。1か所でまとめれば、それがお互い相殺し合うので、トータルで試薬が切れるということと、余って廃棄するということが減らせることが一番大きいポイントだと思うのですが、それを考えても、何日か使用期間が短くなるデメリットの方が大きいというご判断ということですか。

組織犯罪対策第二課長 お答え申し上げます。基本的に都道府県警察では、使用期限の迫っている試薬から使用していくということを運用しております。また、使用していない所属から多く使用している所属に融通する所属間における調整を行い、在庫の不足見込みを踏まえて発注をするということになっています。

ですので、今、自分たちがどのくらい使っていて、どのくらいのタイミングで、このくらい発注するというのがいいだろうということをつぶさに把握できていると認識をしています。そこに警察庁が介在することで、多少なりとも発注なりが遅れるということがあるのは、私は避けたいということでございます。

太田委員 分かりました。都道府県警の間での融通は現在も行われていて、中央が介在するよりも、そのエリアでやった方が早いということですね。

組織犯罪対策第二課長 はい、そういうことです。

太田委員 承知いたしました。

分光分析計ですが、原価率というのは把握されていますか。一者応札での随意契約と

ということですので、適正な利益水準かどうか。

金額が随分小さいので同列には論じられないとは思いますが、防衛装備品であれば、当然、原価監査を入れて調達価格をコントロールしようとするところだと思います。妙に利益率が厚いだとか、そういうことは把握されているのでしょうか。つまり、原価率が適正であるかどうかということです。

組織犯罪対策第二課長 これにつきましては、分光分析計はアメリカで作っているものなのですけれども、それを日本に輸入しております。

詳細にどこの国かということは申し上げにくいですが、他国でどのくらいの価格で納入しているかということも調査をしております、それと比較しても決して高くはない水準でございますので、その意味では問題はないと認識をしております。

太田委員 はい、ありがとうございました。あとは、期限が2年の試薬に限ってなのですが、おそらく薬物事犯の絶対数は、日本は少ない方の国だと思いますので、他国で使われている定番の試薬でもっと安価なものがあるかどうかについては、調査されているでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 はい、お答え申し上げます。例えば今回ですとアメリカ、カナダ、韓国、台湾、オーストラリアなどを調査させていただきました。

それぞれですね、その国の情勢などに応じてだいぶ違いまして、国によって試薬を使わずに本鑑定だけを行っているとか、分光分析計だけを使っている国とかあって、なかなか一概に比較が難しいということが分かりました。

そのような中、試薬の期限までは確認しておりませんが、いずれにしても、その国の薬物情勢であったり、国の規模に合わせた予算規模などによって相当程度差違があります。

正直申しまして性能という点でどのくらい比較できるかというところまで行っておりませんので、そこを比べない限りは、どのくらいもつであるとか、安いか高いかというものの比較は、なかなか難しいと思っているところでございます。

太田委員 ありがとうございます。私からは以上です。

会計課長 上山先生、先ほどお手が上がっていたように確認いたしました。よろしゅうございますか。

上山委員 はい、お願いします。

2点ほどお聞きしたいのですが、1点目は、参考資料の12ページ目、一番最後の見直し案のところなのですが、大麻とコカイン試薬は国費配分による地方調達を警察庁による中央調達に切り替える、尿中検査の試薬は中央調達を含め慎重に検討する、と異なる形になっています。しかし、11ページを見ると、大麻とコカインの試薬も、尿中検査の試薬も使用期限が2年で、関係機関でも同種の試薬を使用しており、都道府県警によって購入単価に大きな差異はないとなっています。この調達方法をあえて2つに分けられているのは、どういった理由なのでしょう。

組織犯罪対策第二課長 お答え申し上げます。大麻とコカインの試薬につきましては、各県でほぼ同じものを使っています。コカインにつきましては、従来使っていたものから警視庁で今試行しているものに寄せていくということで考えておりますけれども、尿中検査の試薬につきましては、いわゆるリトマス試験紙のようなものですが、これにつきましては、県によって、例えば東京と地方都市で薬物情勢も異なるということもあるのかもしれませんが、例えば、試薬の数を増やしたりといった運用をしているところもございます。また、県によってはいくつかのメーカーのものを組み合わせて使用しているところもあり、これは、過去に誤逮捕などがあって1種類だと怖いという県は複数使っているというようなこともなかにはあります。

ですので、これは一概に、簡単にこれに寄せる、これに全国統一でいくということが、果たして適当なのかどうかという点も含めて、尿中検査試薬につきましては、今、検討させていただいているところでありまして、ある程度、寄せていきたいと思っているところではございます。

上山委員 県によって違ってくるといのは分からなくもないのですが、違うことの合理性というのは検証されていらっしゃるのですか。

できるだけ多くをカバーした方がより確実ではあるけれど、そこまでカバーする必要がない県もあるので、そこについては安価で済む話なのかというふうに理解はできますが、そのあたりのところはかなり差が出てくるのですか。カバーするものの多寡によって、価格的なものの差という話なのですが。

組織犯罪対策第二課長 価格は大きく変わらないというのが実情ではあるのですが、メーカーによって、個体差があったり、ロット差があったりするということは現実にあるようです。

ですので、複数のメーカーのものを組み合わせてやっているという県もありますし、例えば、警視庁などは本鑑定にすぐ回せる状況にあるといったようなこともございます。そういうことができる、本部との距離が近い県もあれば、なかなか広大な都道府県もあり、そういったことから、運用としては複数の試薬を重ねて慎重に検査をしているという県があるというような状況でございます。

ですので、繰り返しになりますけれども、警察庁からこれでいきなさいとは簡単に言えるものでもないと思っています。慎重に、各県の科学捜査研究所、あるいは警察庁の科学警察研究所とも、今、話を聞いて、どういうふうにするのが最大公約数的にいいのかというところを検討しているところでございます。

上山委員 そういったご事情があるのであれば、そのように資料にも書いていただかないと。これを見ると、同じものなのに扱いが異なるのはどういうことなのだろうと普通は思うので、同じような話があれば書いておいていただければと思います。

もう一つ別のことを聞きたいのですが、資料10ページの分光分析計の調達方法のところ、立証に必要な精度を満たす資機材を製造、保守できる取扱業者が一社しか

いということなのですが、この立証に必要な精度というのは、どのように定められているのでしょうか。

少し聞き方を変えますと、他に同じような資機材を製造、保守している業者というのはいるのですか。要は、精度のところで切られている業者がいるのかどうかというのを聞きたくて。その切るところの精度というのをどのように定められているのか、そのところをお聞きしたいのですけれども。

組織犯罪対策第二課長 お答え申し上げます。これについては、まず非常に多くの対象物を識別できるというものを現在、納入しております。その上で、立証に必要な精度というのは、これはもちろん公判に耐えうると、要するに検察官、裁判官の判断で公判の維持に耐えうるようなものであるかということも含めて、検察庁とも打ち合わせをした上で、決定しております。

そこを満たすようなものということで、公募しておりますけれども、確かにその基準を下げれば、他にも手を挙げる業者がいらないとは限らないのですが、私ここでは承知はしておりませんが、現時点で立証に耐えうるレベルということで、検察庁、裁判所とも打ち合わせをした結果、現状としての基準を見出すものは一社しかないというのが現状でございます。

上山委員 そのところが、資料を見ているだけだと、どこまでクリアに定められているのかははっきり分からないので。当然、応札を募る際にはより細かに書かれているのだと思うのですけれど。

そのあたりの設定基準については、裁判所や検察庁と合議がなされていると思うのですけれども、それも含めて、もし同様の機器を製造している業者が他にもいるのであれば、もう少し広げられる可能性というのはあると思うのです。

ここのところも、こう書いてしまうとなかなかそれ以上に言いにくいところはあるのですけれど、精度についての再検討も含めて、検討はできるのではないかと思うので、もう一度考えていただければというふうに思います。

組織犯罪対策第二課長 承知をいたしました。しっかりこの応札基準についても、検討して進めてまいりたいと思います。

上山委員 よろしく申し上げます。以上です。

会計課長 上山先生、ありがとうございました。

事務連絡を入れさせていただきます。今、おおむね設定されている審議時間の半分を経過しております。有識者の先生方におかれましては、「コメントシート」の作成を始めていただき、作成次第、事務局にメールで送信いただきますようお願いいたします。

それでは、藤森先生、お手が上がっていたと思います。よろしく申し上げます。

藤森委員 太田先生のご質問と重複してしまうところもあるのですが、覚醒剤の試薬について、業者の生産能力が月に2千個ということなのですが、全体の発注数で考えて、随時、生産したら次々と納品するような形になっているのでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 お答え申し上げます。基本的には、発注をして、すぐ作っていた
だいて、県の方に届けていただくという流れになります。

藤森委員 なるほど。県からの発注に応じて、すぐに作って届けるという形なのですか。

組織犯罪対策第二課長 そうです。有効期限が決まっておりますので、発注を受けての製
造というふうになっています。

藤森委員 今回、県の方には全部予算配分という形になっているかと思うのですが、ロス
率というか、発注したけれども6か月が過ぎてしまって在庫処分してしまったようなパ
ターンというのは、把握されていますでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 廃棄量については把握しておらず、それぞれの都道府県で薬物の
事情というのは見込みと違ったりするときも当然ありますので、それを見越して若干多
めに発注するわけですけれども、実際にそれほどの検挙はなかったということも当然あ
り、その余剰が生じることは当然あるのだと思います。

廃棄量について、どのくらい余ったかというところまで、具体的に調査はしておりま
せんが、発注の報告を受ける際には、当然、各県では残りの量を踏まえた上で、このく
らい残ったので、見込みはこのくらいかなというふうに調整しながら、警察庁に報告し
ているということでございます。

藤森委員 分かりました。他の調達するときもそうなのですが、入札や調達するときには、
とても価格を下げるといふ努力をなさっているのですが、執行した後の結果の評価のと
ころで、利用率であるとか、回数とか、在庫の管理といったところが抜けているのでは
ないかと感じています。

今回の話でいうと、中央ではなくて地方で調達した方がよいということなのですが、
も、日本の国土の広さから言っても、先ほど太田先生もおっしゃったように、それほど長
い時間輸送にかかるわけではない、かつ、とても大きなもので輸送費が莫大にかかるも
のではない。とすると、ロス率を考えると明らかに中央で調達した方が効率はよいの
ではないかと思うのです。特に都道府県で、多分、消費率は相当違うのではないのかと
思うのです。やはり都心の方が使われている率が多くて、地方だと少ない、だから、や
はり余裕を持って取っておかないといけないので、どうしても在庫が残ってしまう。そ
れであれば、例えば3か月ぐらい残り時間が切れたものを東京に輸送するだとか、中央
でそういった有効期限まで管理されていれば、できることかなと思ったのです。おっし
ゃられたように時間がかかるというところは、逆に中央での管理の方法をご検討いた
だくという方がよいのかと。単純に調達の価格云々ではなくて、管理まで含めた効率性
を考えて、そうすると全体の調達量が減らせるという発想でやっていただければよいか
と思いますので、次回以降、そのような検討をいただければと思います。よろしくお願
いいたします。

組織犯罪対策第二課長 はい、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。そうい
ったことも踏まえながら、検討させていただきたいと思います。

藤森委員 以上になります。

会計課長 藤森先生、ありがとうございました。

その他先生方、清水先生、よろしく願いいたします。

清水委員 先ほどの、尿中検査試薬の件に関連する質問になるのですけれども、都道府県によって、よく使われている薬物が異なるので、都道府県ごとに使用する試薬が違うと。ここまでは分かるのですけれども、同じ試薬を全都道府県に送ることによって、どの程度共通化できるかというところが気になります。

できないという話であれば仕方がないのですが、共通化できる部分があるのだとすると、共通化を考えていただくのがよいかと思います。

それに関連して、先ほど県ごとに運用の仕方が異なるという話があって、いわゆる検査のやり方のマニュアルみたいなものが異なるのだと思うのですけれども、それは県ごとにノウハウがあるものなのか、それとも実は中央である程度標準的なやり方を作ることができるものなのか、あるいは本当に状況が違うので、やはり基本的には各都道府県にお任せするしかありませんということなのか、共通化できるレベルについて、もしご意見があればお聞かせいただきたいと思います。

組織犯罪対策第二課長 はい、大変難しいご質問でございまして、運用の仕方というものにつきましては、基本的にリトマス試験紙のようなものですので、そんなに変わるものではございません。けれども、各県においてすぐに本鑑定に出せるような県もあれば、なかなかそうでもない県もあるということもあり、また、繰り返しになりますが、過去に誤逮捕等があって、非常に慎重にやるべきと判断している県もございます。

ですので、先ほども申しましたが、できるだけ寄せられればと思っております、正にそこは先生のご指摘のとおりで、それを今どういうパターンが最適解であるのかなと思っております、県の規模、本部へのアクセス、また県土の広さといったものも踏まえながら、何パターンかになるとは思っておりますけれども、検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

清水委員 ありがとうございます。私からは以上でございます。

会計課長 ありがとうございます。それでは先に川澤先生、続きまして石川先生お願いいたします。

川澤委員 資料11ページを拝見しますと、いずれの試薬についても、関係機関でも同種の試薬を使用しているということで、中央調達にかかわらず、関係機関も含めた形での共同調達ということは考えられないのでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 省庁を越えての調達ということでしょうか。

川澤委員 地域別とか色々なくくりはあると思うのですけれども、省庁を越えてという意味です。

組織犯罪対策第二課長 そうですね、それはもちろん不可能ではないとは思いますが。

そこも含めて検討させていただきたいと思います。ただ1点だけ申し上げれば、薬物の

取締りにおいて、例えば関係する機関といいますと、厚生労働省の麻薬取締部だったり、海上保安庁だったりということですが、使用する量が圧倒的に違うのが現状でありまして、恐らく警察が使用している量と比べると、あまりにも差があるというところがありますので、そのあたりも踏まえながら検討させていただきたいと思います。

川澤委員 ありがとうございます。組織ごとの量ですとか、地域ごとの量、色々な違いはあると思いますけれども、どういった区分にすることが最適なのかということは、ぜひ省庁を問わずにご検討いただきたいと思います。

2点目なのですが、色々なタイプの試薬があるということを理解いたしました。先ほど諸外国でも色々なタイプがあるというお話になったかと思います。今回、それぞれの試薬が随意契約になっておりますので、先ほど価格の妥当性の話がございましたけれども、やはり性能も含めて、それが妥当なのか、最善なのかというところは、ぜひ継続的な検討が必要だと思っておりますし、随意契約は、ある意味その企業が製造中止というふうになってしまうと、調達できないという事態が起きてしまうのだと思います。そのリスクを回避する意味でも、やはり諸外国でどういった性能でどういう調達価格なのかということは、常にウォッチしておく必要が、政策当局としてはあるのではないかと思います。そのあたりはいかがでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 おっしゃるとおりだと認識しております。

現在、各国調査、まだ途中でありまして、今後も継続して調査させていただきたいと思っております。

様々な国の事情によって、かなり違うなというところはやはりありますので、また、薬物の取締りの基準というか考え方もおそらく国によってだいぶ違うと思っております。

ですので、一概になかなかそれをそのまま導入することが難しいということは、我々考えてはいますが、他方で先生のおっしゃるとおり、各国でどういうものを使っていて、どういうふうな制度なのかというあたりについては、しっかりと確認をしてみたいと思います。

川澤委員 よろしくお願いたします。以上です。

会計課長 ありがとうございました。それでは石川先生、よろしくお願いたします。

石川委員 先ほど清水教授から質問があった点は、私もとても気になっていて、地域間で運用が違うというところは、特に弁護人の立場からすると、地域によって逮捕される人と逮捕されない人がいるのだらうと、こういう聞き方をすることになるのですね。

簡易鑑定、予試験というものは、それによって数値が出ると、現行犯逮捕につながる、こういう理解をしているのですが、まずそれは誤りがないのでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 尿中検査試薬の関係でのご質問ということでよろしいでしょうか。

石川委員 全てにおいてです。全ての試薬において、現行犯逮捕につながるというふうな聞き方でよろしいのでしょうか。

組織犯罪対策第二課長 現行犯逮捕だけではございません。緊急逮捕もございませし、あとは、必ずしも現行犯逮捕や緊急逮捕だけでなく、要するに現場で逮捕するというものではなくて、任意捜査でその後につなげていくものの中にはございますので、そこは、県によって違うというよりも、薬物ごとによって違うというふうに考えていただくのが一番いいのではと思います。

石川委員 先ほど、県によっては慎重になっていて、誤逮捕があるから2つの試薬を使うという話がありました。これはたぶん薬物によって共通の話なのだろうと思うのです。

その特定の県が、例えば試薬を2つ使って、2つとも陽性が出たら逮捕すると、こういうのが慎重だというのはよいのですけれど、2つのうち1つで陽性が出れば逮捕するというのは問題だろうと。弁護人の立場からすると、逮捕事実を争わなければいけなくなってくると思います。逆に、本鑑定にすぐ回せるから1つの試薬でいいのだという説明も、それは逮捕前の段階で2つの試薬を使って、それから本鑑定を行うべきで、本鑑定に行く前に逮捕するのは不当ではないか、こういう主張につながっていく。少し屁理屈っぽいですが。

弁護人の立場からすると、その試薬の運用というのは、限りなく共通であるべきですし、ばらつきがあってはならないという視点で見ることになります。

調達の経済的合理性について、他の委員の先生方が言われたことは、私もそのとおりで思っているのですけれども、調達したものの運用の不平等については、被疑者の人権に関わるものですから、経済的合理性とは違う次元での統制が効くべきではないかというふうに弁護人としては思います。

今のご説明の中での地域によって違うというところ、特に誤逮捕があって慎重にやっているところと慎重にやっていないところがあるというご説明については、もう少し慎重になされるべきではないかと思ひますし、一番慎重な県に合わせて簡易鑑定の試験は行われるべきではないかと考えますので、予算の問題というよりは、その手続きの慎重さ、被疑者の人権侵害の程度を少なくするという観点で、きちんと試薬の準備調達をしていただきたいと思ひます。

その意味で、分光分析計についても、おそらくたくさんある県とたくさんはない県があるのだろうと思ひます。これが逮捕につながる確率が異なるというような話であれば、これは問題なので、ない県には速やかにお金をかけて、それを設置するべきではないかと思ひます。

弁護人の立場からすると、お金がないなら全部置くなという主張になるのだと思ひますが、おそらくそうはいかないと思ひますので、平等に置いて、どこの県で検査しても同じように逮捕されるのだというところが、制度的、機材的に担保されているということが、人権を守るという意味で原則ではないかと思ひますので、会計の観点でのコメントはないのですが、気になりましたのでコメントさせていただきました。以上でございます。

組織犯罪対策第二課長 はい、大変貴重なご意見、ありがとうございます。正にそのように思いますので、ぜひしっかりと予算を獲得してまいりたいと思います。

会計課長 石川先生、ありがとうございました。それでは何か追加で各先生からご意見をすでしょうか。

ひととおり先生方からコメントをいただきまして、ちょうど予定の時間となりましたので、コメントの取りまとめのためにお時間をいただきたいと思います。一旦、審議を中断させていただきます。

(一時中断)

会計課長 それでは審議を再開させていただきます。コメントの取りまとめが終了しておりますので、コメントの案につきまして、藤森先生からご説明をお願いいたします。

藤森委員 まず、調達を経済的合理性に配慮すべきということはあるのですが、犯罪取締りの裏側には、被害者の人権侵害という事実が伴いますので、誤認逮捕等の人権侵害が発生することがないように、資機材や試薬の品質、精度を最優先に考えていただきたいと思います。また、できる限り全国的に共通の資機材を使用して、地域間での取締りの不平等が発生しないようにしていただきたいと思います。これはやはり見せ方ということもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、多くの議論の中で、中央調達の有無というところがあるかと思うのですが、原則として同じものを共通に使用しており、輸送コストが大きくないものであれば、中央調達を検討してよいのではないかとということです。

それに伴いまして、覚醒剤の調達方法について、使用期限が短いということもありますが、廃棄率を把握して在庫管理の効率化を図った上で、中央調達の可能性をご検討いただきたいと思います。また、事前勉強会での議論も含め、中央調達を検討いただいている点は評価できると思いますが、なおまだ細かな点で検討の余地が残されていると思いますので、引き続き効率的な調達に努めていただきたいと思います。

また、海外の薬物事犯捜査の試薬、分光分析計については、引き続き調査を進めていただきまして、適切な試薬、分光分析計を輸入できないか検討していただきたいと思います。

さらに、全試薬を随意契約で調達していますので、性能や価格の妥当性を検証するため、また、試薬の性能向上に向けて、諸外国の試薬の性能や価格を調査、把握することにも努めていただきたいと思っております。

以上になります。

会計課長 藤森先生、ありがとうございました。

それでは、ただいま発表していただいた取りまとめコメントの案に対しまして、ご意見がございましたら、ご発言よろしくをお願いいたします。

はい、お願いします。

石川委員 すみません。藤森先生、犯罪取締りの裏側には「被害者」の人権侵害とおっし

やられたと思うのですが、「被疑者」の人権侵害という趣旨で申し上げました。

藤森委員 はい、失礼いたしました。私が間違えました。

石川委員 私が誤読したのかもしれないので、申し訳ありません。

藤森委員 はい、失礼いたしました。

会計課長 すみません、事務局から、ただいまご説明の、「覚醒剤の調達方法」という3つ目の丸のところにあるのですけれども、これを「覚醒剤の試薬の調達方法」に訂正させていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

藤森委員 はい、大丈夫です。

会計課長 その他、先生方、ご意見、コメントございますでしょうか。

それでは、最終的な取りまとめコメント案につきまして、藤森先生から改めましてご説明をお願いいたします。先ほどご指摘の点につきましてはいかがですか。

藤森委員 修正のところということですよ。大丈夫です。

会計課長 これで皆様からご賛同いただいたものということでよろしければ、これを最終的な取りまとめ案としていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

藤森委員 はい、失礼しました。2点ほど、私の読み違いの部分と、原文の方で書き間違いがありました。基本的には、このコメントを最終コメントとさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

会計課長 ありがとうございます。

いただいたコメントを踏まえまして、引き続き事業の効率的、効果的な実施に努めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、1つ目の事業の審議はこれにて終了いたします。先生方、どうもありがとうございました。

(休憩)

会計課長 それでは、皆様お揃いですので、2つ目の事業でございます「サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成」について審議を始めさせていただきます。

まず、事業担当課であるサイバー企画課から、事業の概要等について説明いたします。

サイバー企画課長 警察庁サイバー企画課長の佐野でございます。以下、着座にてご説明申し上げます。

それでは、「サイバー空間における脅威への対処に係る人材育成」の事業についてご説明を申し上げます

最初に、サイバー空間をめぐる脅威の情勢についてご説明を申し上げます。

ここにございますサイバー犯罪でございますけれども、情報技術を利用した犯罪でございます。令和4年中のサイバー犯罪の検挙件数は、1万2,369件と過去最多となっております。

このほか、インターネット上の各種機器の脆弱性を探索するアクセス件数でございますけれども、増加の一途をたどっておりまして、アクセスの大半が海外からのものであ

ることから、海外からのサイバー攻撃等に係る脅威が、引き続き高まっているということが示唆されております。

次に、近年被害が拡大しておりますランサムウェアの攻撃の情勢についてご説明をいたします。

ランサムウェアとは、データを暗号化して使用できない状態にした上で、そのデータを複合する対価として、金銭や暗号資産を要求する不正プログラムを申します。

都道府県警察から警察庁に報告のございましたランサムウェア被害件数は、統計を取り始めました令和2年度下半期以降、右肩上がりで増加をしておる状況にございます。

このように、サイバー空間を巡る脅威は、深刻な情勢が続いておるという状況にございます。

次に、人的基盤の拡充と、国と都道府県警察が果たす役割についてご説明をいたします。

ご覧の図は、警察におけるサイバー関連の人的基盤を示しております。

図にございますサイバー人材層でございますけれども、これは単独でサイバー事案への対処能力を有する職員でございますして、この層を起点といたしまして、主に警察本部等におきましてサイバー部門の業務に専従いたしますサイバー捜査官の層が構成をされております。

このほか、青枠でお示ししておりますとおり警察庁技官として高度な情報通信技術を保有し、不正プログラム解析や捜査支援などサイバー捜査官と連携してサイバー事案対処に取り組む技術者集団を擁しております。

本事業は、赤枠でお示した範囲に対する人材育成を対象としたものでございます。

この人的基盤の体制の変化につきましては、ご覧の図の平成30年度と令和4年度の体制を対比させたものでございます。

将来起り得るサイバー事案に対処できるだけの体制につきましては、現下加速化しております情報通信技術の発展でございますとか、新たに市場に展開されるITサービスなどの出現によりまして、今後対応していくべきサイバー事案の予想、これが非常に困難でございますして、なかなかあらかじめこれに対応するだけの将来の体制像を示しづらい状況にあるということにつきましては、ご理解をいただければと思います。

また、図でお示しいたしました体制のうち、初級検定取得者層やサイバー人材層は、警察が実施しておりますサイバー事案対処に関する検定の取得者数でございますして、サイバー部門専従要員は、組織上の定員に基づく数値で示されております。

こうした組織上の定員は、県の条例などによりましてあらかじめ定められておりました、サイバー部門におきまして、その範囲内で決めていく必要がございます。

以上を踏まえまして、警察といたしましても、可能な限りサイバー部門の定員の拡充に努めつつも、サイバー捜査員の高度化はもとより、警察内部におきまして、サイバー事案対処に必要な知識を有する職員の裾野を広げ、警察として深刻化するサイバー空間

の脅威に適切に対処できる体制の獲得に努めておるという状況でございます。

サイバー人材育成に関する取組の全体像をお示しさせていただいております。人材育成のために推進しております各取組の相関をお示した図でございます。

図の中央にお示しいたしました学校教養体系の運用、これにつきましては、サイバー捜査員を育成するための体系的な教養体系を示しております。

この学校教養体系による教養効果を最大化するために、教養内容を理解することができる適切な能力を有する職員を選別判断する指標といたしまして、図の左側にございます三段階の検定制度を運用しております。

また、サイバーの教養には、電磁的記録の抽出や解析作業といった実習が必要でございます。

こうした実習環境を提供するために、人材育成基盤装置を整備しております。図の右側にございますこの装置は学校教養以外に職場教養でも利用することを想定しております。

このほか、図の下段の部分になりますけれども、高度な民間事業者の知見を取り入れるための民間教養受講の取組や、職員自身がサイバー対処能力を競い合うサイバーコンテストなどの取組を推進しておるという状況でございます。

続きまして、サイバー人材育成に関する取組、検定制度の運用ということでご説明を申し上げます。

警察では、サイバー事案の対処の知識や技術の向上を図るため、サイバー事案対処に関する能力の検定を実施しております。

内容といたしましては、サイバー事案及び高度情報通信ネットワークに関する知識とサイバー事案対処に係る知識及び技能につきまして行っておるところでございます、情報通信技術に関する知識につきましては、民間資格を参考に試験問題の難度を設定するなどしております。

初級・中級検定の運用は都道府県警察で、上級検定の運用は警察庁で実施しております、令和元年度から開始いたしました最上位の上級検定は、約500名が取得をしておるという状況でございます。

次に、学校教養体系についてご説明を申し上げます。

警察では、警察大学校等におきまして体系的な学校教養を実施しております。

上位の教養課程では、サイバー事案対処に関する高度な内容の教養を行い、また、下位の教養課程では、選抜されたサイバーに適正のある職員に対し、ベーシックな情報通信技術からサイバー捜査に必要な情報通信技術と捜査手法を段階的に教養していくといった階層構造の教養体系を持っております。

また、純粋に情報通信技術を教養する課程につきましては、講義を外部委託いたしまして、民間知見の活用や教養業務の効率化を図っております。

図の中ほどにありますとおり、各教養課程には入校基準が設けられておりまして、先

に申しあげました検定制度を活用し、主に中級・上級検定取得者レベルを対象としておりまして、サイバー捜査官の育成や上級検定取得者の能力維持向上を図っております。

初級検定者向けにつきましては、各都道府県警察の警察学校の初任科等において、教養を実施しております。

また、適宜、教養体系の見直しを行っております。令和2年度には教養効率を上げるために課程の統廃合を行っております。令和4年度には課程の増強を行いまして、これまでの入所対象者の推薦状況などに鑑みまして、特にサイバー捜査、応用とこれにつながるサイバー技術系の教養課程につきましては、学校教養設備の許す範囲で最大限の増強を行っております。

次に、人材育成基盤装置についてご説明を申し上げます。

警察大学校におきまして、人材育成基盤装置、いわゆるサイバーレンジを運用しております。令和4年度には本装置を更新し、教養コンテンツの刷新を行うなど教養訓練の充実・強化を図っております。

人材育成基盤装置は、実際の事案の犯行手口や状況を再現し、実践的な捜査演習を行ったり、警察業務に特化したシナリオで演習を行ったりするための装置になります。

また、この装置は、警察大学校の学校教養だけではなく、都道府県警察本部や都道府県警察学校等から、遠隔でのサイバーコンテストや個別学習等の実施に活用することができます。

この装置の更新にあたりましては、訓練の同時接続可能数の増強など機能の強化を行うとともに、古い装置、旧装置での運用実績や最新の事象を踏まえて、訓練用コンテンツの刷新を行いました。また、令和6年度以降も、最新の事象を反映するため、訓練シナリオを追加予定でございまして、教養効果の向上を図っております。

サイバー技術は、申すまでもなく技術の進展が早い分野でございまして、人材のレベルの維持向上にあたっては、外部の知見を活用する必要があります。

そこで、部内の学校教養で対応することが難しい専門性の高い分野や、高難度の内容の知見を習得するために、民間事業者が実施いたします講習等に参加したり、民間事業者等に職員を派遣するなど様々なアプローチで民間が保有いたします知見の獲得を図っております。

次に、サイバーコンテストについてご説明を申し上げます。

警察庁では、客観的な評価の機会を提供し、職員の能力の研さんを推進するとともに、有望な人材を発掘するため、サイバー捜査やデジタルフォレンジックに関する知識・技能を競い合う競技形式の実践的演習を実施しております。

また、競技会の内容が、民間が行うコンテストに比べて、難度や扱うサイバー事案の手法にギャップが生じないようにするため、図の下段左にございまして、外部の専門業者に問題作成を発注しております。請負事業者の遂行能力を担保するための要件、チェック体制といったものを仕様書で定めているほか、警察庁側も実務や高難度の教養

課程修了者などから構成されます管理体制を構築して、数ヶ月をかけて問題を磨き上げていく手法を採用しております。なお、この手法は、前述いたしました検定の問題作成業務などでも採用しております。

このほか、実施方法も適宜見直しを行っておりまして、チーム編成において女性職員の登用・参加、サイバー捜査員と技官混成による編成といったことなどの見直しを行っているところでございます。

ここまでご説明差し上げましたとおり、学校教養や民間委託教養、検定制度などを用いて、人材の育成・拡充を推進しているところでございます。

本施策に関します予算につきましては、外部委託教養の経費や教養環境を維持するための経費など、恒常的に生じる経費と教養用の資機材を整備するための経費が計上されております。

教養用の資器材の整備に要する経費につきましては、教養用端末の整備や人材育成基盤装置の更新などが計上されておりまして、本施策に関する予算の増減につきましては、これら整備事業に伴うものでございます。

次に、サイバー人材育成に関する評価項目でございますけれども、左上に記載してございますとおり、この施策の成果指標としては、研修の事前事後の能力測定の結果比較でございますとか、研修修了者で能力検定に合格した者の数等を指標としてまいりました。

一方、こうした指標につきましては、サイバー空間の脅威に対して直接どのように影響をしたのかを示すことが難しく、より国民に伝わりやすい評価指標を模索している状況でございます。

また、本事業は、行政事業レビューの重点フォローアップの対象事業となっておりまして、行政改革事務局からの支援を受けつつ、EBPMを実践するための見直しを行うこととしておりまして、適切な効果検証方法の検討を行っているところでございます。

検討の進捗といたしましては、図の左下に記載してございますとおり、アクティビティの見直しや、人材育成事業がどの程度都道府県警察におけるサイバー捜査体制に役立っているかを評価指標とすることでございますとか、毎年度見直されます教養内容を評価するために必要なアウトカムの適正な設定期間の検討、こういったことなどを行っております。

私からの説明は以上でございます。

会計課長 以上、サイバー企画課長の説明でございました。

続きまして、事務局といたしましては、本事業の論点として、施策の効果の検証方法としてどのようなものが妥当か、コストパフォーマンス向上の可能性はないか、といったものが挙げられるのではないかと考えております。

それでは、本事業について審議をお願いいたします。

藤森先生、お願いいたします。

藤森委員 今、レビューシートを拝見していて、委託教養のところは、ほぼ随意契約その他になっているのですけれども、やはり公募して比較するというのは難しいのでしょうか。NR Iセキュアテクノロジーズですとか、その他ですね。

サイバー企画課企画官 お答えいたします。Bのものでございますよね。

藤森委員 そうです。そのあたりからずっと下が随意契約が非常に多いのですけれども、どのような形でされているのでしょうか。

サイバー企画課企画官 これは、すみません。委託教養の中でも民間教養に該当するものでございまして、民間の知見、高度な知見を取り入れるという、こういう観点からですね、契約をしているものでございまして、性質上ちょっと随意契約にならざるを得ないというふうなものでございます。

藤森委員 色々な講座を持っている、技術や知見を持っている業者もたくさんあるかと思うのですけれども、随意契約に至るまでの仕様の確認などは、どのようなプロセスになるのですか。

サイバー企画課企画官 これはですね、トップ層に対して、自分に足りない教養というのが何なのかというものを選んでいただいて、それに私どもとしては選定をしていくというふうなそんな形をとっております。

藤森委員 トップ層というのは、上級の資格を取った人たちということですか。

サイバー企画課企画官 上級又はそれに類するような、そういうレベルでございます。

藤森委員 なるほど。それで自分の弱いところについて、どういったものがあるかというのを、何百人といらっしゃる方に調査するといった内容になるのでしょうか。

サイバー企画課企画官 そうですね。具体的に申し上げますと、私どもの資料のですね、9ページでございますけれども、民間委託教養というのが上段でございます。

サイバーコンテストの上位入賞者向けの専門委託教養、そして右側のですね、高度な情報技術解析の技術に関する民間委託訓練というふうなところでございまして、こうした中で、そのデジタルフォレンジックだとかマルウェア解析あるいはネットワークセキュリティなどですね。非常に上位層になればですね、上位になるほどこの世界というのは細分化されるというふうに理解しております、そうした中でですね、言わばトップ層に関しては取りたいものを取っていただくというふうな形で、自己研さんに励んでいただくということを考えておまして、そうした観点から民間委託教養は随意契約にしているというところでございます。

藤森委員 分かりました。ちょっと選考の過程が見にくいところがあって、もちろんかなり細分化しているというのは理解しているのですけれども、どの会社がどの技術を持っているかというようなところは、どういったところから情報を得るのかと思ったのです。どのような会社でも同じような研究はそれぞれしていると思うのですが。

サイバー企画課企画官 市場調査は、私どもも行っておまして、またJ C 3などの産学官連携のスキームからの聴取だとか、そういったことをですね、活用しながらですね、

選んでいるところでございます。

藤森委員 分かりました。ありがとうございました。

もう一点だけ。こちらの教養を受けて、色々な認定試験を受けた方たちが、どういったキャリアパスでその後に活躍されているかですとか、離職の率ですとか、そういったところの後追いはされていますでしょうか。

サイバー企画課企画官 すみません。そこまでの調査は現段階ではしておりません。

藤森委員 なるほど。こういった取組を始めてから、それなりに年数が経っているというところもあるので、たくさんの教養を身につけた方たちが、その知見を持って民間に流れていってしまうというのはもったいないので、彼らの離職率が他の職員に比べて高いようなことがあれば、きちんと警察庁の中で実力を発揮していただく環境を整えるといったところにも視線を向けていただければと思います。よろしく願いいたします。

サイバー企画課企画官 ありがとうございます

会計課長 藤森先生ありがとうございました。それでは、先に手が上がっておりました太田先生、続きまして川澤先生お願いいたします。

太田委員 犯罪の検挙件数が、過去最大の12,369件ということですがけれども、なかなか定義は難しいと思いますが、認知件数というのはあるのでしょうか。ポートスキャンしただけみたいなこともあるので、どこから認知というのかなかなか難しいと思いますけれども、どうでしょうか。

サイバー企画課長 ご説明申し上げます。このサイバー犯罪、先生ご指摘のとおり、どの段階で犯罪かということ自体をまた認定するというのは、なかなか難しい状況にございまして、暗数としては相当数あるというふうに、我々ももうこんな数じゃないというふうには思っておりますけれども、実際のところ、認知件数を何件というふうに言うのはなかなか難しいところがございまして、我々としてはちょっとその部分につきましては、特に認知件数何件というような計上はしてございません。

太田委員 検挙率は上がってるのでしょうか、下がってるのでしょうか。要するに、検挙数が増えているということなのですが、母数も増えているとすると、その中で捕まえられる率はどのくらいなのでしょう。

サイバー企画課企画官 実は検挙率というものは、認知件数を母数といたしまして、そのうちの検挙した件数の割合から導き出されるものでございます。

先ほど課長からお話がございましたが、認知件数につきましては、この種の犯罪につきましては、なぞるようで恐縮でございますけれども、やはり実行行為の中ですね、情報技術が利用されているものでございまして、被害を受けた段階でですね、該当するその罪名というものを特定することが難しいという、そういう事情もございまして、認知件数については、なかなか取れないというものでございます。したがって、検挙率につきましても、認知件数の母数が取れないために、検挙件数のみを表示しているということでございます。

太田委員 ありがとうございます。おそらく認知件数を定めるのは非常に難しいのだろうなと思って、先ほどそれを伺ったのですが、肌感として、状況が改善しているのか悪化しているのかが分からないと、なかなかこの事業の評価も難しいのです。

例えば、全然追いついていないということであれば、むしろ予算を増強してサイバーの治安を回復するという方向に行かないといけませんし、ずいぶん成果があがっているのだということであれば、もっと予算の中で効率的にという話になると思うのですが、これはなかなか難しいと思いますが、どうなのでしょう。犯罪の増え方に追いついてはいないという理解でよろしいですか、あるいは十分に成果があがっているということでしょうか。

なかなか分母が分からない中で、肌感覚の話になると思うのですが、何らかの指標がないと評価のしようがないというのがございまして。

サイバー企画課企画官 おっしゃることよく分かります。肌感覚でございますけれども、追いついていないというふうなことはですね、なかなか申し上げにくいところでございますが、サイバー空間の脅威というのは、非常に展開が早いですね、また、その手法も変わる、そういったことにですね、一生懸命今キャッチアップをしているというのが実態、実情だというふうに個人的に考えておまして、そういう変化する犯罪に対して、いかに素早く対応していくか、そのための教養を私どももですね、日々悩みながらですね、取り組んでいるところでございます。

太田委員 これはなかなか自衛隊のサイバー部隊との切り分けも難しいかと思いますが、攻める方の犯罪者が、国家レベルの集団であるということも現実であり得るわけですよね。数千人、1万人、国によってはサイバー部隊そのものが何万人というオーダーだという話が報道されておりますが、そういうところから攻められた時に、守るだけに十分な体制なのでしょう。体制が十分でないとも言いにくいと思いますし、十分だとも言いにくいとは思いますが、一番評価するにあたって心配なのは、大丈夫なのかどうかということです。

サイバー企画課長 非常に鋭いというか、先生が先ほどおっしゃったように、国家を背景としてですね、サイバー攻撃をすると、そういう状況というのは確かにございまして、これまでも警察におきまして、パブリックアトリビューションといったような形でですね、そういった実態を世の中へ公表してきたところでございます。

ただ、通常こうサイバーをやりますよと言ってですね、サイバーを攻撃する側も、こういう体制で何人でなどということは、当然秘匿で行うべき、行われているところでございます。

相手方の能力や実力といったところが全て分からない中、世界的にも恐らく分からないところの中で対応しなければいけないということでございますので、ちょっと私どもの方から対応できないみたいな話、ちょっと申し上げる立場にもございませぬけれども、できる限りの対応をしてみたいと思っておりますし、現に国家が背景にあ

るといったようなサイバー攻撃につきましても、一定のそういったパブリックアトリビューションといったような形での対応はさせていただいておるところでございます。

太田委員 自衛隊との住み分けというのはどうなっているのですか。例えば、インフラに対する攻撃があると。何らかの事案の時にインフラに停電を起こすとかですね。そういう形でインフラに対する攻撃が行われるというような時は、警察がこれに対応されるのですか。自衛隊が対応されるのですか。

サイバー企画課長 そこはですね、現状の現行法制の下で申し上げますと、その攻撃の対応の如何によるということになるかと思えます。

基本的に、何と申しますか、自衛隊法の中でも現状においても防衛出動でございますとか、あるいは警察の側から要請して治安出動といったような様々な仕組みがございます。そういった観点からいきますと、直ちに自衛隊というよりは、基本的には警察の方で、まずは少なくとも現行法制下におきましては、警察の方で対応した上での話になるという状況でございます。

太田委員 分かりました。評価する指標が得られにくいという中で、アクセルを踏むべきなのか、コストダウンに励むべきなのか、なかなか判定が難しいところですが。

もう1点気になっているのは、公務員の待遇で優秀な人材をつなぎ止められるものなのでしょうか。IT人材のトップ層というのは、非常に待遇が高いはずで、なかなか公務員の給与では引き止められないのではないかと思うのですが。

サイバー企画課長 先生のご指摘はごもっともというところもございます。ただですね、これはどういうふうに見るかという問題があるのかなと思っています。

例えば、民間の優秀な人材を中途採用で採るとかですね、そういったような場合にはかなりの程度で先生のご指摘のとおり、給与水準でございますとか、そういったようなものっていうのは、大きな要素になるのかなというふうに思うところもございます。

他方でですね。人間はやはりお金だけじゃなくて、やりがいとかですね、そういった職場の魅力、あるいは先ほどちょっとご説明申し上げましたように教養の過程もですね、より高度な意義のあるものを職場でまた提供すれば、本人にとってはまた益々モチベーションが上がってですね、やる気が出るというようなものもございますので。

先生ご指摘のように、給料の水準を単純に比べますとそういう面を否定できないところ、フェーズも確かにございますけれども、やはり人間お金だけで仕事しているわけではございませんので何と申しますか、その職場や仕事、そういったところの魅力の中で、あるいはそのやりがいとかですね、といったようなものの中でしっかりとやろうという職員も多々ございますので、我々いたしましては、そういったところをより研ぎ澄ましていながらですね、なかなか給料の面につきましてはご案内のとおり決まった金額でしか出せませんが、そういった職場の魅力であるとか、別のところでもより魅力をアピールすると言いますか、丁寧に説明する、現状の職員に対しても、そういった意義とかですね、そういったものを丁寧に説明するというのが重要だというふうに考え

てございます。

太田委員 おっしゃられる面は確実にあろうかと思いますが、基本的には仕事なので、給料を得るところはメインでありまして、そこを上げられないから他で工夫するというのは、やはり一番に手を打たないと、ジリ貧になってしまうのは避けられないかと思っておりますので、何か工夫はできないのでしょうか。業務委託にするとか、事実上の報酬をたくさん払うとか、パートタイムで来てもらうとか、外部から派遣みたいな形で対価をたくさん払うとか、何かそういう工夫というのは可能なのでしょうか。

普通の労働であればなかなか人の2倍の生産性を上げるのは難しいと思うのですが、IT方面はセンスの良い人が一人いると、生産性が何百倍、何千倍になったりするような世界かと思っておりますので、優秀な人材をいかにして確保するかというのは、比較的重要な点だと思っておりますけれども。

サイバー企画課長 本当に鋭いご指摘だと思っております。そういった面、ご指摘の点、本当にそのとおりでございますけれども、他方で特別な採用の方式というのが全くないわけではございませんけれども、これは人事院とかですね、そういったところの制度に基づいてやる必要はございます。

それから、どうしても公務員につきましては、守秘義務みたいなものがございまして、その辺も併せて考えていかなければいけないというところがございます

他方ですと、ご指摘いただいた点というのは、我々も本当に痛感しておるところでございまして、特にこういった分野で能力のある人を採用する、あるいは、組織で抱え込んでおくということは、本当に難しいことではございますし、重要なことではございますので、ストレートな、直接的な解決策というのは難しいところではございますけれども、先ほど申し上げましたようなものに加えまして、例えば人事評価とかですね、様々なあり方を工夫しながらやっていくしかないかなというふうに思っております。

ただ、正直なところ、もちろん我々の職場の中でも離職する人間というのはゼロではございませんけれども、比較的サイバーの分野、ちょっと今直ちに何人とかそういうものなかなかお出しできませんけれども、比較的意気を感じてやってくださっている職員も多々ございます。

ましてや我々にしかできないという分野もございます。例えばですね、仮にどんなにテクニック、技術が高くてですね、犯罪捜査という面ですと、捜索差押え含めてですね、切り込んでいくというのは、これ警察しかできない業務でございまして、これはどんなに外枠からこうやっててもですね、犯罪者に加担するといったような手法以外はですね、なかなか犯罪者にズバコンと入ってくる、切り込むというのは難しゅうございます。

そういった捜査の醍醐味とかですね、やはり民間の普通の企業では、とても経験できないような部分というのは当然我々でございますので、それがまた公務員の公務員たる所以と言いますか、我々の存在意義でございますので、そういったところなどを色々工夫

しながら、ご指摘の点も踏まえながらやっていくしかないのかなというふうに思っております。

太田委員 ありがとうございます。

会計課長 太田先生ありがとうございました。

それでは、ここでまた事務連絡を入れさせていただきますけれども、おおむね予定の時間の半分が経過しましたので、有識者の皆様におかれましては、「コメントシート」の作成を先ほど同様始めていただきまして、作成次第、事務局にメールで送信いただきますようお願いいたします。

それでは、先に手が上がっていました川澤先生から、引き続きまして上山先生よろしくをお願いいたします。

川澤委員 ご議論のありました優秀な人材をどう組織に定着させていくかという話ですが、資料の9ページの取組というところで、民間知見の活用の中に、民間派遣研修やその他ということていくつか書いてありますが、例えば民間派遣研修も1年程度というところではあるのですが、人数としては51人ぐらいということで、このあたりの活性化であるとか、上級の中でもサイバー捜査指揮からサイバー技術基礎までしていただいておりますが、どのぐらい各層で交流が、知見向上に向けた取組があるのでしょうか。そのあたりの現体制を増加させるプラスアルファで、層別の知見の向上の取組も把握しておく必要があるのではないかと思うのですが。

サイバー企画課企画官 答えいたします。民間事業者でございますけれども、こちらはより具体的に申し上げますとセキュリティーベンダーだとかですね、サイバーセキュリティの関連企業でございます、業務する内容といたしましては、デジタルフォレンジックだとかあるいはマルウェア解析などのそういった業務などを行っている職員もおります。ただ、そうしたいわゆる高度人材のような人間だけではなくて、やはりサイバーに入っておりますね、サイバーの世界に入ればこれからもやっていくと、こういうふうな人間についてもですね、都道府県の方で選別をして、企業に合う形でですねフィットする形で派遣というものをやっております、人材層としては実は多様でございます。必ずしもトップ層だけではございません。

ただ、こうした民間派遣研修ですね、その機会というものを拡大すべきというのは、もう正におっしゃるとおりだと思っております、まだ36道府県の県警から51人というふうな状況でございますけれども、これはですね、実際の業務、都道府県も非常にサイバー事案の捜査等で苦しい状況にはあると思うのですが、可能な限りですね、これから広げていきたいというふうに考えております。

川澤委員 ありがとうございます。例えば民間での研修ですとか色々なキャリアアップの方法というのがあるのだと思うのです。12ページのところに、検討中の評価項目イメージを書いていただいておりますけれども、上の方の短期アウトカムのサイバー部門の組織基盤強化、これを指標とすることが個人的には重要だと思っております。

今は教養課程修了者の割合だけが指標として設定されていますが、教養課程修了だけではなく、民間教養の参加者であるとか、そういった色々な知見の向上に取り組んでいる人がどのぐらいの割合なのかということを示していくことが重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

サイバー企画課企画官 お答えいたします。正にご指摘を受けまして、ハッといたしました。おっしゃるとおりかと思っております。

そうした研修、多様なですね、こちらの方で行っている研修を受けた人間がその都道府県警察においてですね、サイバー部門において活躍すること、これが組織基盤の強化につながるというふうに思っておりますので、ご指摘を踏まえましてですね、さらに検討を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

川澤委員 最後に一点だけ。中途者のリクルートなど色々な形があると思うのですが、新規で、大学・大学院で学んでいる若い方たちに対するアプローチというところも、非常に重要だというふうに思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

サイバー企画課長 お答え申し上げます。当然、中途採用だけではなくて、新卒採用者の中にこういった知見を持つ職員、持つ者を採用したいということで、特別な採用をしようということでも色々取り組んでおります。

それで一定の成果を上げているところでございますけれども、なかなか新卒の場合ですね、警察といった時に一般的に受け止められるようなイメージとサイバーが結びつかないというような方々も結構いらっしゃるものでございますから、なかなか悪戦苦闘しているというのが実態でございます。

これは先生ご指摘のとおり、非常にこういったサイバー警察という分野がしっかりとあって、そういったものにもしっかりと取り組んでいるということをしかりアピールしながらですね、新卒の人にもぜひ応募していただいて、そういった方々を採用していきたいというふうに思っております。

川澤委員 ありがとうございます。以上です。

会計課長 川澤先生ありがとうございました。それでは上山先生、続きまして石川先生お願いいたします。

上山委員 レビューシートのアウトカムのところを見ているのですが、短期のアウトカムは、いずれの活動内容についても個人の成績が10%以上向上したものであると思っております。それで、これはどれを見てもほぼ100%に達している。一方で、長期のアウトカムについては、サイバー事案対処能力検定上級取得者かつサイバー捜査研修科上級修了者の数といったような感じで、これについては非常に達成率が低いという形になっていて、そうすると短期のアウトカムと長期のアウトカムのリンクの具合、連携度はどうなっているのかということが気になります。

特に、短期の10%というのは、どこから取ってきて10%にしているのか、10%で足りないから長期のアウトカムが満たせないのではないかと思うのですけれども、そのあた

りはどのようにお考えなのでしょうか。

サイバー企画課長 はい。まず短期のアウトカムにつきましては、入校時に入ってからテストと言いますか、学力と言いますか、能力を押し測りまして、それで終了時に同じようにテストをするということで、その間の能力の向上具合が10%とありますよということで、こちらの方に成果ということで書かさせていただいている次第なのです。

長期につきましては、先生ご指摘のとおり、上級がですね、なかなか取得率がなかなか上がっていかなかったというのは、我々も非常に問題意識は持っております。

ただですね、これは今回のこういった形での我々の方でも準備を色々させていただいたり、中での検討もさせていただいたりした中で申し上げますと、上級といった場合ですね、やはりその分野が非常に広うございます。これは、いわゆるその応用情報技術者のテストと同じような度合いということで上級と言っているのですけれども、実際に現場に出る場合に、そこで求められる能力すべてが必要なわけではなくて、例えばマルウェアの解析だけとか、様々なその個別のさらにブレイクダウンした個別の能力というのが上級レベルに達している、これは多分間違いないなというふうに思っております。

したがって、この上級の試験をおおよそノベタンで上級レベルの難しいレベル、高度のレベルを色んな分野すべてサイバーという名の下、いろんな分野すべてテストさせているというのは、今の上級のシステムなので、もうちょっとこうブレイクダウンすることもあるのではないかと、分割すると言いますか、能力自体を下げるということではなくて、上級という試験の中で様々な分野があった中で、個別の分野を見るとその能力に達しているということが重要であって、そうであれば、いわゆるこの上級の検定の仕方自体もちょっと考えなければいけないなというふうに思っております、まさしく今回このような機会を設けていただいた中で、我々もあり方そのものについても、根本的にちょっと考えているというところでございます。

上山委員 そうすると、必要なスキルを持った人が十分に取得できているかどうかというのは、このアウトカムでは測れてないという話になってくるわけですね。だから、そもそもアウトカム自体を変える必要が出てくるのではないかと思うのですが、そこは今後検討していただくとして、現状として、必要な人材というのは十分に育成・取得できているという状況なのですか。

このアウトカムだけですと、全然足りないように見えるのですけれど、今のお話だと個別にもう少し分ければ大丈夫というようなお話にも聞こえたのですが。

サイバー企画課長 すみません。大丈夫ということを上上げるつもりではございませんでした。もし、そういうイメージでお受取りしてしまったとしたら、私のちょっと舌足らずでございます。

上山委員 そうすると、結局のところは、細かに把握してないので分からないというのが現状になってくるのですか。

サイバー企画課長 まず申し上げますと、上級・中級・初級とあった中で、まず中級という

のがベースにあるというのは冒頭申し上げたとおりで、一応、サイバー部門でしっかりやってもらうためには中級は取りましょと、上級はそれより上の能力になりまして、そこにつきましては、ご指摘のとおり初期の目標の数字には足りてないという状況でございます。それで、現状足りているか足りてないかという点で言えば、足りてない、達成してませんし、そこはご指摘のとおりまだまだ検討する余地があるかと思えます。

ただ、上級の試験だけ捉えて、増やすっていうのも当然あるのですけれども、上級の試験そのものに、必ずしもすべて分かっている必要があるのかというような出題分野というのがございます。

例えば変な話ですけど、ITパスポートの試験があった時に、あの中に簿記とかですね、損益岐点がどうか、そのようなやつも入っているわけで、こういった上級の中にはちょっと色んなのが含まれているので、それでトータル実際の仕事という点で言うと、組織でやってますからノベタンですべて1人の人間が全分野カバーしなくても、今ある目先の事案に対して、こういう高い能力が必要だという能力を持っている人間を揃えられればいいというところはあろうかというふうに考えてまして。それで、そこはまた足りているのかという点で言うと、ちょっとこの段階ではまた足りてるとか足りてないとか言えません。ただ、目標値には達していませんので、先生ご指摘のとおりまだまだ足りてないっていうことに結果的になってしまうのかなというふうに思っております。

上山委員 これでは十分に必要なものは測れないのに、何を目標に置くのですか。今の話を聞いていると、何をどの程度すればよいか現状が把握できていないので、事業をどの方向に持っていけばよいかというのもよく見えないというのが正直なところで、やはりアウトカムの適切な設定というのが必要で、まず現状把握ですよね。そこから始まって、どの分野にどれだけの人が必要だと。では、そのためにこういったアウトカムが出てくるようにしなければいけませんと。そうすると事業はどうなってくるかと。そういう順番に考えていくという過程が全く踏まれていないような感じがするのです。そのところは、今お話ししても仕方がないのかもしれないのですけれども、もう少し精緻にお考えいただかないと、事業としてどの程度の規模でどのような方向性で何をすべきかというのが、議論のしようがなくなってくるのではないのかというふうに思います。

サイバー企画課長 そこは全くちょっとすみません。私の説明が舌足らずなところございましたし、今のご指摘にお答えできるだけの精緻な分析を今直ちに申し上げることができるわけではございませんので、またご指摘自体もまあそうかなというふうに確かに思います。

ですので、アウトカムを含めまして、あるべき姿、特に上級につきましては達成もしていませんし、そもそもこの上級の数値がいいのかっていうようなところも含めてということになるかと思えます。今のご指摘ですと。そこはもうちょっと精緻に我々の方も詰めていかないといけない、分析をしなきゃいけないというふうに思いますので、

ご指摘につきましては真摯に受け止めたいと思っております。

上山委員 あと、これは意見なのですけれど、先ほど太田先生がおっしゃっていた、それなりの報酬を払わないと人を引き止められないのではないかとこのところ。それに対して、やりがいがあるので必ずしもそうでもないというお答えだったと思うのですけれど、やや不躰な言い方になりますが、その辺というのは、この事業に限った話ではなく、公務員全般に通じる話だと思っていて、やはりいくらやりがいがあっても、報酬があまりにも差があると、なかなか人というのは来ないし、定着もしないというのは厳然たる事実だと思うのです。

そのところは目を背けずに、抜本的に考えていく必要があるのではないのかと思います。そうでないと、やはり高度な人材は必ずしも採用もできないですし、採用できた者も外に出て行ってしまわないかと思うので、なかなか公務員という枠の中では難しいのかもしれないのですけれど、やはり現状に鑑みて、何らかの違った方法というのは考えていく必要があるのではないかと思います。これについては、もうお答えいただいているので意見です。以上です。

会計課長 上山先生ありがとうございました。それでは、続きまして石川先生お願いいたします。

石川委員 弁護士として、サイバー事案の被害者の立場で警察に相談に行ったりすることがあるのですけれど、ある程度こちらできちんとした調査を専門家とした上で持っていくと、受け付けてもらえないだとか、もう少し調べてから来てくださいと言われることが結構あります。特に、企業秘密に関わる不正競争防止法事案などの代理人として行くと、こちら側でほとんどきちんとやってくれないとできませんよという感じのことまで言われたこともあります。今はかなり状況も変わったのかもしれませんが、やはり人は足りていないのだろうというのが、弁護士としてすごく感じるところです。

特に、中級・上級と言われるところ。上級が何を指すかというのは先ほど議論がありましたけれども、自衛隊が出動するような国家秘密に関わるような話ではなくても、ある程度専門的なものが入ってくると、やはりサイバーでないという話になってきて、こちらで技術者に相談した上で資料を持って行ってというようなことをやるのはよくあるというのが、弁護士の感覚として感じるところです。

そうなった時に、初級を一律にやらせていることというのは、本当に効果的なのだろうかというのが、私はすごく引っかかる場所でした。

もちろん知識として必要なのでしょうけれども、相談に行く私も、資格はないけれど、それぐらいの技術の知識がないまま相談に行ったら逆に怒られてしまうわけで、それはあった方がいいに越したことはないけれど、多分、実際には中級の人が出てきてやってくれるという印象がすごくあります。

ですので、中級になりたい人だけ初級を取ればいいのかというのが、逆算した発想で出てくるのですけれど、そういう選別が難しいかどうか、難しいのかもしれない

とは思いますが、地方で管理してるから初級と中級は地方で、国は上級でという感じ
ですごく縦割りにしているように見えてしまいます。

むしろ、地方から来る人も初めから上級を目指して教育していくので、その人だけを
初級できちんとお金をかけてやっていけばいいという発想もあるのではないかという
気もしますので、初級の有効性について、もう少し検証してみて、本当にそれでいいの
かというのは見ていただければと思います。

資格を取らせればよいという話ではないですし、その知識があれば窓口で相談に対応
できるのかと言ったら、そうでもないのではないかというのが素朴な疑問としてあるの
で、ぜひ継続してチェックをしていただければと思いました。

それと、人材の流出防止の観点では、民間資格などを取らせると、その資格を持って
転職してしまうから、民間資格などは取らせない方がいいのではないかという穿った見
方もあるわけでして、むしろこれは、捜査で立件するために必要な証拠を作る人たち、
捜査を組み立てる人たちなわけですから、民間でそれを役に立てる必要はなくて、逆に
民間に行く悪いことをする人を守るために使われてしまうリスクもあるのですけれ
ど、少なくとも民間資格は取らなくても中級にも上級にもなれるのではないかという気
もします。少し初級の位置付けを考え直して、中級・上級をもう少し厚くしていくとい
う方向でお金をつけるのがいいのではないかと、弁護士の立場でも思いますので、ぜひ
引き続きご努力いただければと思いました。

サイバー企画課長 ご指摘本当にありがとうございます。また、先生の弁護士としての
業務の中であの多大なるご負担をおかけしている実態があるということは本当に申し
訳ない思いしております。本当に申し訳ございません。

それで、まずですね、資格制度そのものはですね、これ部内でやってるって言うのは
の先生ご指摘のとおりですね、やはり民間の資格ではなくて、部内での目安、こういう
業務をさせるという目安のため、本当、部内の目先の捜査であるとか相談であるとかそ
ういったことを適切に対応できるようにするためにやっているものでございまして、資
格のための資格ではないというふうに思っています。したがって、そこに部内で試
験をやっている意味があるのかなというふうに考えておりまして、そこも先生のおっし
ゃるとおりだというふうに思っております。

他方ですね、初級の問題というのは、実は先生最初におっしゃったところと若干リン
クするところがございまして、東京とかですと、いきなりその警察署とかですね、警察
本部に相談に行くということは、首都圏とかですと可能かもしれませんが、全国を見ま
すとですね、相談に行く先が駐在所しかないとかですね、交番しかないみたいなところ
が多々ございまして、ここがどうしても都会と地方との置かれた状況の違いがあるか
かと思っております。

その時にですね、先生にもご負担をおかけしたところが、東京ですら、首都圏ですら
あるようにですね、地方に行くと、全くサイバーの知識がない交番のおまわりさんとか

駐在さんとかいいますと、もうそれ自体でなんと申しますか、こんなことあってはいけませんけれども、せっかく相談に来て相手ができない、本部につなぐことすらできないと。何をやっていいのだから分からないというような状況に陥る可能性がございます。

したがって、初級につきましては、当然、先生おっしゃるように本当に内容が深まってくれば、捜査をすとかになつてくれば、中級や上級の人間、当然、本部の人間がやるわけなんですけれども、その前段階ですね。変な話、携帯電話に変なメールが来たとかそういう相談なんかですね、いきなり警察本部に多分おじいさん、おばあさんとか行けないと思うのですね。近くの交番や駐在さんにこんな来たのだけどどうするとかですね。そこから話が始まる場合も多々ございますので、そういった観点で初級もですね、それを受けた警察官、これはもうサイバー分野じゃなくても、おおよそすべての警察官が最低限、これはこうですよ、そのまま動かさないで置いてください、証拠保全になりますから、その上で本部呼びますとかですね、そういったようなことを最低限やるためにですね、やはり初級は持ってないとなかなかその段階で弾いてしまう恐れもちょっと我々感じたりしますので、正直申しますと初級は初級で一定の意味があるかなと。

ただ、先生おっしゃるとおり、初級の人がいきなりすごい捜査ができるというわけじゃございませんので、当然、そこは本部なりあるいはその中級・上級を持った人につなぐわけですけど、そのつなぎをやる上でも最低限の知識がいるだろうというのが、この初級の位置付けでございます。

石川委員 ありがとうございます。現実的にそうなのだろうと思うので、やむを得ないのだろうとは思いつつ、あえて言ってみたのですけれども、極端な話、警察官の採用試験の時に、そういった試験や知識がある人でないと合格できないようにしてしまうという方法もあるわけです。基本的な部分であれば、きちんと勉強して公務員試験に臨めばいいのではないかとこの考え方もあるわけです。ですから、そこはそういう面もあるということで、ご説明は納得はいたしました。よりお金を集中的に高度な人材を増やす方向に使えるようにするためには、そういうところを絞っていくということも必要になるのだろうという観点でのコメントです。以上でございます。

会計課長 石川先生ありがとうございます。では、続きまして清水先生よろしく願いいたします。

清水委員 上山先生のお話にもかかると思うのですが、例えば教養課程のところですか、問題の内容も見直しをされていると伺ったのですけれども、見直しをする時に、どれを見直してどれを見直さないとかという基準は、どういうものを考えているのか。例えば担当部署の方がこれではダメだというふうに考えると、それとも、何らかの資料に基づいて見直しをされているとか、見直しの仕方について、基準があれば教えていただきたいのですけれども。

サイバー企画課企画官 委員のおっしゃられたことについては、学校教養の見直しとい

うふうな点ということによろしいですか。

清水委員 私が気になったのは教養課程の方です。特に教養課程の中身ですね。

サイバー企画課企画官 7ページのお話でございますかね、主に。こちらについてはですね、入校者の意見あるいは学校教養に携わっている者の意見なども踏まえてですね、何がいいかというものを検討しているというところでございます。その都度、中身については見直しをしていると、この増強につきましてはですね、特にサイバー空間の脅威というものに対処していく上で、警察としても教養をですね、しっかり行わなければいけないというふうな観点からですね、全体の枠がどうしても決まっているものですから、その中でも、できる限りサイバーの枠を増やすということで、最大限、現在、令和4年度に増やしたと。こういうふうなものでございます。

清水委員 はい。多分そうだろうと思ったのですけれど、つまり、こういう教養課程を見直す時、教養課程について評価する時の基準は、いわゆる検定の数だけでは評価できない部分があるので、そうすると、色々な人の評価などに基づいてやらなくてはいけない。そうでないと、例えばこの教育をしたことで、どういう人がどれぐらいのことを学んで、その結果として、どういうふうに事案に対処できるようになったか、能力が上がったかというのは評価できないわけです。ですから、多分、数がアウトカムというのは一分の真理ではあるのですけれど、数だけで測れないというのは、上山先生のお話でもありましたし、私もそう思っています。

ですので、例えばアンケートの話で以前申し上げましたけど、他の人がどう評価しているかですとか、レイティングするですとか、スペシャリストがこれではダメだと言ったというのもよいとは思いますが、何かもう少し違う評価というか、少し定量的ではないかもしれませんが、大学評価のような取組があってもいいかと思いました。

それに関連して、評価の期間設定の話で、短期間で結果が見える指標とする方が良くもしいないというのが、最後の12ページのところの左下に出てくるのですけども、これはそうでしょうか。つまり、教育課程の評価ですので、短期だけで話はできません。もちろん、ある種結果が出なければいけないところがあって、1年やって、こういうことができましたというものが必要ですけど。長期アウトカムも同じで、やはり最後には、最終的にどのような能力構築ができるかというところを見なくてはいけないのではないかと思うのですね。ですので、その評価軸に関しては、定量的な、しかも検定取得者とかいうものではなくて、もう少し誰かがこう評価したというもので含めてみた方がいいのではないかと考えています。最後、感想とか意見になってしまいましたが、以上でございます。

サイバー企画課長 先生ありがとうございます。我々もその部分につきましては、本当に確たる言い方でこうですと言いきれないところがございまして、もう本当に今考えている最中でございますので、今のご指摘、非常に貴重でありたいご指摘かなというふうに思っております。真摯にちょっと検討させていただければと思います。本当に貴重

なご意見ありがとうございます。

清水委員 ありがとうございます。

会計課長 清水先生ありがとうございました。

これで有識者の皆様から、ひととおりのご意見を伺ったところでございます。予定の時間も過ぎているのですけども、何か追加・補足等がありましたら、挙手の上、お願いいたします。

それでは、ここで審議を一旦中断させていただきまして、コメントの取りまとめを行いたいと思います。一旦中断いたします。

(一時中断)

会計課長 それでは、審議を再開させていただきます。

取りまとめコメントの案につきまして、藤森先生からご説明をお願いいたします。

藤森委員 はい。それでは、私の方から、取りまとめコメントの案を発表させていただきます。

まず、初級よりも、中級・上級の捜査官を増やす方が効果的ではないかといったご意見です。それで、初級・中級・上級の育成について、地方と国の役割分担をするにしても、縦割りにならないよう中級以上の育成に重点を置いた効果的な教育制度の構築及び予算配分を行うことも検討していただきたいと思います。

また、アウトカムの評価基準として、何を学んだか、その学んだ内容がどのように役に立つのか、将来的にはどの程度サイバー事案への対処能力を発展させるかということを考えなくてはいけないと思われませんが、現時点では、むしろ検定合格者や教養課程修了者といった指標が中心になっていますので、受講者や関係者を含む評価の活用を考えてもよいのではないのでしょうか。

また、サイバー犯罪は、潜在的な案件の存在が考えられますので、検挙率の上昇などで評価するのが難しいと考えられます。高度な教養を身につけた職員と、他の職員との離職率もしくは満足度などを一つの評価として取り入れてはどうでしょうか。このあたりも含めて、アウトカムの評価の方法が非常に重点なポイントかと思えます。

もう一つアウトカムの設定方法についてです。現状ですとアウトカムの設定理由が不明瞭なものがあります。実態にあったアウトカムが設定されていないので、事業の方向性の議論が難しい。そして、スピード感も欠いているように思えるので、やはりアウトカムのところを、今後、重点的に考えていただければと思います。

また、高度な人材確保をするためには、なかなか難しいと思いますが、待遇面等で改善するという仕組みの方も、工夫が必要かと思われれます。

また、学校教養に参加し得る人数には限りがありますので、民間派遣研修等、知見の向上に向けた様々な取組をさらに拡充していく必要があると思います。

以上が、取りまとめコメントの案になります。

会計課長 藤森先生ありがとうございました。ただいま発表していただきました取りまと

めコメントの案に対しまして、ご意見等ありましたら先生方よろしくお願ひいたします。

それでは、ご意見ないようですので、ご賛同をいただいたものといたしまして、最終的な取りまとめコメントとさせていただきますと思いますが、ご異論ございますでしょうか。

ありがとうございました。それでは、今後いただいたコメントを踏まえまして、警察庁として事業の効果的・効率的な実施に努めてまいりたいと思います。

2つ目の事業の審議は、これをもって終了させていただきたいと思いますが、本当にありがとうございました。

以上で、予定の2事業の審議が終了いたしました。

最後に、官房長の方からご挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

官房長 本日は、有識者の皆様方には、長時間にわたり活発なご議論をいただきまして、ありがとうございました。1件目の薬物事犯捜査それから2件目のサイバー人材育成、いずれにつきましても、事業の効果的・効率的な実施のみならず、事業の妥当性についての説明責任という観点からも、我々としてしっかり考えていかななくてはいけないというご示唆をいただいたものというふうに考えております。大変貴重なコメントをいただきましてありがとうございました

今後、いただきましたコメントを真摯に受け止めまして、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

皆様方には、今後とも、警察庁の各種業務につきまして、ご意見ご提言を賜りたいというふうに考えておりますので、引き続きご指導よろしくお願ひいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

会計課長 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度警察庁行政事業レビュー公開プロセスを終了いたします。先生方、本日は長時間誠にありがとうございました。

以 上